

A								区画計本基	
8	7	6	5	4	3	2	1	区	林
要	二七	一、三三	一、六一	一、六三	一、六三	一、六二	七五	主	針
六	一四	三六	三六	三三	三三	一	六二	間	葉
三	一四	一四九	一八七	四八	四八	一六二	九六	合	樹
								主	材
								伐	木
								間	炭
								伐	林
								合	薪
								計	炭
								主	林
								伐	炭
								間	林
								伐	炭
								合	薪
								計	炭
								主	林
								伐	炭
								間	林
								伐	炭
								合	薪
								計	炭

一 制限林の新たに許可すべき伐採立木材積数量

◇告示
伐採立木材積の数量
農業委員会を設置

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百四十四号

昭和二十八年六月法律第二百四十九号 第十六条
第七項の規定により次のとおり公告する。

昭和二十八年六月一日

鳥取県知事 西尾 愛治

(單位石)

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

合計	E					小計	38	37
	43	42	41	40	39			
四三〇三四	四〇、六六〇	七、八九八	一四、四九	四、四八三	一、八六六	九、三九六	七、九三三	
三九、一八一	五三、五三八	七	二七、三〇二	八、二五六	二、七九	一四、八六二	六、三六	
六六、六六八	七、一三九	七、九三七	二七、六六〇	八、一五六	一三、一七九	一六、五八三	一一、〇四六	
一、八三三	四〇五	一	一九五	八〇	三九	一〇八	一〇八	
一、八三三	四〇五	一	一九五	八〇	三九	一〇八	一〇八	
七、二八〇	六七三	九六	一三三	一	三三九	一	一	
七、二八〇	六三三	九六	一三三	一	三三九	一	一	
七八〇、七〇三	三三、三三八	五三、六五	三九、三四二	四七、五三	三三、四九六	一〇五、四四四	一八、一〇三	
七八〇、七〇三	三三、三三八	五三、六五	三九、三四二	四七、五三	三三、四九六	一〇五、四四四	一八、一〇三	

註 () は許容限度を越えた数量である

鳥取県告示第二百四十六号

農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二条第二項及び第五十條第一項の規定により昭和二十八年六月一日日野郡江府町に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十八年六月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

郡町名	農業委員会の名称	区 域
日野郡江府町	江尾農業委員会	元の江尾町の区域
"	神奈川"	元の神奈川村の区域
"	米沢"	元の米沢村の区域

昭和四年四月五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町